

平成 27 年度 横浜市戸塚区社会福祉協議会
事業計画

(平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

平成 27 年度 戸塚区社会福祉協議会 事業方針

本年度は、介護保険制度改正にともなう地域支援事業、生活困窮者自立支援法、子ども・子育て支援法の施行、市民後見人の活動開始、社会福祉法人の地域貢献など、地域を中心とした新たな取り組みが動き出します。また、次年度からスタートする第3期とつかハートプラン（戸塚区地域福祉保健計画）の策定に向け、地域課題を地域が主体となって取り組みを行う必要があります。これらの動きの背景にある社会状況の変化や区内の実情を受け止めるとともに共助の層を厚くする区社協の使命に事業を進めてまいります。

【重点推進項目】

○身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業の推進

個別の生活課題の解決を通じた地域づくりという地域支援の取り組みを進めるため、地域・地域ケアプラザ・区役所とともに、個別ニーズの発見・把握・解決に取り組み、課題に対応するための地域活動の調整やサービス開発、既存活動・制度との連動を進めます。特に、個別ニーズに立脚した地域支援を展開します。

【重点事業】

1 小地域福祉活動の推進・支援

(1) 地区社協活動の推進

住民主体で地域福祉の推進に取り組む地区社協活動を支援します。

(2) 第3期とつかハートプラン（戸塚区地域福祉保健計画地区別計画）の策定・推進 連合・地区社協エリアでの策定・推進に取り組みます。

2 地域における権利擁護の推進

権利擁護、法人後見、市民後見人養成・活動支援、障害者後見的支援制度が区域にて有効に機能するよう取り組みます。

3 ボランティアセンター機能の強化

住民参加・協働、福祉的な視点の共有化を進め、多様なボランティア・市民活動の活性化に取り組みます。

4 介護保険制度改正に基づく地域支援事業への関わり

制度改正による地域活動やボランティア活動へ影響を受け止め、個別支援と地域支援の両面での関わりを進めます。

5 社会福祉法人の社会（地域）貢献活動への支援

社会福祉法人が社会（地域）貢献活動を行うための検討の場を設置し、その推進を支援します。

1 小地域福祉活動の推進・支援事業【長期ビジョン重点取組1】

地域支援に関わる各業務を通じて、戸塚区地域福祉保健計画「とつかハートプラン」に基づき、住民と共に小地域福祉活動支援に取り組んでいきます。従来からの地区社協活動支援に加え、27年度も引き続き地域ケアプラザとの連携を深め、住民による身近な地域での課題把握、解決の仕組みづくりに取り組んでいきます。

(1) 地区社協、小地域福祉活動の育成・支援

(ア) 地区社協支援…目標1・2

①地域会議（地域ケア会議含む）への出席、地域行事への参加等②地区（地域）診断の実施＝アセスメントシートの作成③地域包括ケアシステム構築の推進
④地区社協訪問の実施⑤小地域における身近な地域のつながり・支えあい活動の推進

(イ) 助成金交付…目標1・2

地区社協活動の充実・活性化及び支援・育成、安定した活動費確保のため、地域特性・実状に即した活動費用の一部を助成します。また、助成金を通じて得られる地区社協の活動情報や抱える課題を把握し、地域支援へ役立てます。

(ウ) 地区社協分科会の開催…目標1・2

地区社協会長、事務局長、活動委員等、地区社協メンバーを対象に会議を定例的に開催します。地区社協が安定的・継続的に質の高い福祉保健活動を行っていただけるよう、参加者が主体的に参画し、地区社協の現状と特定・共通課題等についての議論や解決方法等について検討します。

(エ) 地区社協研修会の開催…目標1・2

地区社協の活動と運営の充実を図ることを目的に、研修会を実施します。

(2) 小地域ネットワークの推進

(ア) 地域交流コーディネーター連絡会…目標1・3

日常生活圏域における地域の福祉拠点である地域ケアプラザと連携強化を図り、協働で安定した地域支援を行うため、情報交換や課題の共有、課題解決に向けた協議・検討を行うことを目的に連絡会を開催します。

(イ) 地域交流コーディネーター研修会…目標1・3

生活困窮者自立支援法の施行や介護保険法改正を踏まえ、コーディネーターが地域支援を進めるにあたり個別課題の把握から、それらを地域課題として捉え解決していくまでを一体的に進めていくための知識と技術を学ぶ場とします。

(ウ) 社会を明るくする運動の啓発…目標3

犯罪のない明るい地域社会を目指す「社会を明るくする運動」を地区社協と保護司会・更生保護女性会と推進します。

(エ) 地域ネットワーク訪問事業の推進…目標 1・2・3

戸塚区より受託している「戸塚区地域ネットワーク訪問事業」を進めます。交付金の配分、代表者会議、研修会等の企画運営を行います。

(オ) 集合住宅団地つながる連絡会…目標 1・2

全国的に人口減少や少子高齢化が進んでいる近年、戸建住宅や集合住宅団地に関わらず、多種多様・複合的な生活課題が発生しています。その生活課題について、情報や課題を共有し、共通する課題への対応策や取り組みについて集合住宅団地という住宅形態の利点を生かした解決方法を協議・検討することにより、その集合住宅団地に適した「見守り・助けあい・支えあい」の取り組みが可能となり、活動が活発化することを目的に開催します。

(カ) 社会福祉法人と地域つながる連絡会…目標 1・2

現在の多種多様、山積する地域課題を解決し、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会を創り出すため、地域の活動団体・組織、ボランティア、NPO 法人、民間企業、社会福祉法人等が重層的に連携・協働した取り組みができるよう開催します。第一段階として、地域の活動団体・組織と社会福祉法人を結びつけ、ネットワークの構築と地域課題の解決を目的に行います。

【区指定管理料 2,852、会費 69、参加費 151、市社協補助金 20】

2 ボランティア活動の推進・支援事業【長期ビジョン重点取組 3】

とつか区民活動センター、地域ケアプラザ等の関係機関、障がい者団体等との連携も一層推進し、お互いの強みを発揮しながら小地域の福祉力を高めるため、地域の課題を共に解決していけるボランティア育成を行います。

(1) 活動支援

(ア) ボランティア講座の開催…目標 1・2・3・4

講座名	内容
ボランティアのいろは	ボランティア活動に関心がある人を対象に入門講座を開講します。
ボランティアマネジメント研修	受け入れ側の施設を対象に、ボランティアを受け入れる際に必要な知識を学びます。
傾聴ボランティア養成講座	年間を通して依頼が多い、傾聴の活動を行うボランティアを養成します。
アクティブシニアボランティアの取組み	65 歳以上から自身の趣味を生かしてボランティアなどの社会活動を実践する「アクティブシニア」の発掘、育成に積極的に取り組みます。区老人クラブ連合会と協力し、ボランティア講座を開催します。
ファシリテーション研修	ボランティア団体等の運営を効率的に行うスキルを学びます。
入門手話講座	聴覚障がいについての理解を深め、手話を通し支援するボランティアを育成します。

戸塚区地域づくり大学	「住んでいてよかった」と思える地域を自分たちの手で実現するための学びの場である、戸塚区地域づくり大学を、とつか区民活動センター、市民セクターよこはま、戸塚区役所、区社協の4者協働で開講します。
------------	--

(イ) ボランティア関連保健

「ボランティア活動保険」「ボランティア行事用保険」「送迎サービス補償」「福祉総合サービス補償」等の受付事務を行います。

(ウ) 在宅福祉サービスグループ分科会の開催…[目標2](#)

在宅福祉サービスグループ間の情報交換やスキルアップ、また共通の課題解決を目的とした、会議および研修などを開催します。

(エ) ボランティア分科会の開催

ボランティアグループ相互の情報共有の場を設け、課題の共有をし、個々の活動を活性化します。また、本会会員、とつかボランティアセンターに登録しているボランティア、ボランティアグループをつなげる機会を設けます。

(2) 情報収集・提供

(ア) 広報紙の発行…[目標1・2](#)

ボランティア活動に関する様々な情報周知を図るために定期的に情報紙を発行します。年7回（社協とつか3回、とつかボランティアセンター通信4回）

(イ) ボランティアコーディネート…[目標1](#)

ボランティアを必要とする人とボランティア活動を希望する人とのコーディネート（連絡調整等）を行います。

(ウ) ボランティアセンター運営委員会の開催…[目標1](#)

ボランティアセンターの運営・各種事業の開催等について検討する委員会を開催します。

(エ) ボランティア・フォーラム・とつかへの協力

ボランティア・フォーラム・とつか実行委員会の委員として参加し、区内のボランティア活動の普及啓発を行います。

(オ) とつか区民活動センターとの連携

とつか区民活動センターとの連絡会を開催します。

(3) 善意銀行

区民・団体・企業などの地域のみなさまから寄付をお預かりし、寄付者の意向をふまえ、助成金等交付審査会で配分先を審議し、福祉保健活動団体に助成します。

3 福祉教育の推進事業【長期ビジョン重点取組 3】

福祉への理解を深め、住民主体の福祉のまちづくりを推進していくために、社会福祉施設、ボランティア団体、障がい児者団体とも連携し、小中高生の年齢に応じた体験の機会をつくっていきます。また、地域や企業の理解促進を図ります。「福祉のすそ野を広げるには」をテーマに、様々な分科会で検討・協議します。

(ア) 福祉教育相談…**目標 1**

区内のボランティア団体・福祉施設と連携し、学校・企業・地域での福祉教育の支援を行います。福祉施設や活動団体等と連携を図りながら、現在実施していない分野の研修内容を検討・企画します。

(イ) 福祉体験プログラムの実施…**目標 1**

地域に根差した福祉教育を目的として、地域のボランティア団体・福祉施設と連携し、福祉の現場を体験する、機会を設けます。

①小学生

区内在住・在学の小学生を対象に、高齢者や障がい者等の立場になって、自分に何ができるか考える機会と場をボランティア団体と協力して提供します。

②中学生・高校生

福祉施設、活動団体等と協力して提供します。

(ウ) 企業の地域貢献活動の把握…**目標 1**

企業の地域貢献活動を今後支援していくために、現在区社協と関わりがある企業を中心に、地域貢献活動の実施状況について情報収集を行います。

(エ) 福祉機材の貸出…**目標 1**

学校、企業、ボランティア団体等が実施する福祉講座や研修のために、各種福祉機材・備品の貸出・管理を行います。また、利用促進のために積極的な周知を行います。

【会費 550、市社協補助金 5,061、共同募金 7,130、善意銀行 1,400】

4 助成金事業…**目標 1**【長期ビジョン重点取組 3】

活動費の助成を通して各団体の活動状況を把握すると共に、活動に関する相談等にも対応し、より充実した活動となるよう団体・グループ活動のサポートを行います。また、昨年度開始した課題解決型の活動を支援するための新しい助成金の仕組みを継続し、新たな活動の発掘・育成にも取組みます。

(ア) 戸塚区社協ふれあい助成金

地域で活動する福祉・ボランティア関係団体、障がい児者団体の活動に対して助成を行います。

(イ) 新たなニーズを解決するための新規事業助成

課題解決型活動の新規事業を開始する団体を支援するための助成を行い、新たな活動の発掘・育成に取り組みます。また助成成果を発表する場を設けます。

(24年度からの3カ年の取組みのため、本年度終了)

(ウ) 地域福祉団体助成

区内で活動する民生委員児童委員協議会、保護司会、遺族会の地域福祉団体への助成を行います。

5 福祉ニーズをもつ市民に対する支援事業【長期ビジョン重点取組 4】

エンパワメントの視点を大切に、関係機関・団体と連携して、身近な地域における住民の生活課題の把握、解決に向け取り組んでいきます。区社協の既存ネットワークを生かした環境整備や仕組みづくりも進めていきます。

【共同募金 1,217】

(ア) 障がい福祉シンポジウム…目標 1

障がい理解の推進と、当事者の社会参加を目的として、障がい福祉分科会が中心となり、シンポジウムを開催します。障がい者の生活にスポットを当て、映像や当事者の発表で伝えていきます。本年度は特に精神障がいをテーマに実施します。

(イ) 精神保健福祉ネットワーク情報交換・交流会…目標 1

NP0 法人窓の会、戸塚区精神障害家族会若杉会、戸塚区生活支援センターとの共催で、精神保健福祉をとりまく課題等をテーマに、当事者や家族だけでなく区民を対象にした交流会を実施します。

(ウ) 自立支援協議会との連携…目標 1

障がい福祉の関連機関との連携および協議のため、自立支援協議会に事務局として参加します。

(エ) 障がい理解の推進のための講座の開催、開催支援…目標 1

【再掲】入門手話講座を実施します。

(オ) 障がい福祉分科会の開催

障がい理解の推進、また当事者の社会参加のため障がい福祉分科会が中心となり、関連する各事業に取り組みます。障がい福祉シンポジウムの開催および分科会主体での障がい理解のための映像の制作を通じ、障がい当事者の生活についての理解を推進します。

【市受託金 7,553】

(カ) 移動情報センター事業…目標 1

移動に困難を抱える障がい児者等からの相談に応じて、相談支援機関との調整・連携を図りながら、各サービス事業者やボランティア等の情報提供や紹介を行います。また、移動支援の担い手発掘及び育成を強化するため、新たにガイドボランティア事務取扱団体として登録します。

①相談窓口の運営

②推進会議の開催

移動情報センターの運営について、推進委員との情報共有、連携及び協議します。

③ガイドボランティア研修

障がい児者の外出を支援するボランティア育成、及び地域における障がい理解を深めるための研修を開催します。

④事業者連絡会・研修

事業者との連携を強化するため、事業者を対象とした連絡会・研修を実施します。

【市受託金 3,012、利用料 980】

(キ) 送迎サービス事業

①外出支援・移送サービス事業（横浜市委託・区社協独自）…**目標1**

日常生活において、通常の交通機関（電車・バス・タクシー等）を単独で利用することが困難な要援護高齢者や難病患者および障がい児者の医療機関、福祉施設・団体でのサービス利用等のために、運転ボランティアによる福祉専用車両での送迎を福祉有償移動サービス事業者（関神福第 67 号）として実施します。

【共同募金 120、市社協補助金 80】

6 災害時支援…**目標3**【長期ビジョン重点取組 5】

地震や水害などの大災害が発生し、各区に災害対策本部が設置されると、状況に応じ「区ボランティア活動拠点」（災害ボランティアセンター）が設置され、区社協が運営にあたることとなります。大災害発生時を想定し、とつか災害救援活動ネットワーク（ボランティア）、区役所と連携を図りながら、平常時より準備の体制を整えます。

①災害ボランティア活動啓発

②とつか災害救援活動ネットワークの活動支援、マニュアル整備

③区内関係機関との連携強化

④小災害見舞金

火事、水害等の小災害発生時に、被災者または遺族に見舞金や弔慰金を支給します。

7 総合相談機能（権利擁護事業・生活福祉資金貸付事業）【長期ビジョン重点取組 5】

ボランティアセンター事業、権利擁護事業、生活福祉資金貸付事業、送迎サービス事業などの相談に対し、多様化する福祉ニーズを的確に把握し、必要に応じた情報提供や支援をおこないます。

【利用料 454、市社協受託金 300】

(1) あんしんセンター運営事業（権利擁護事業）…**目標1** 【長期ビジョン重点取組 2】

①あんしんセンター運営事業

自分で金銭や大切な書類を管理することに不安のある高齢の方や障がいのある方の財産や権利を守り、安心して日常生活が送れるように支援します。また、後見的支援制度の受託法人と連携します。

②成年後見制度や権利擁護事業に関する相談窓口

③成年後見サポートネットの実施

法人後見、市民後見人養成・活動支援、障害者後見的支援制度が区域で有効に機能するよう取り組みます。

(2) 生活支援貸付等事業…**目標1**【長期ビジョン重点取組1】

①生活福祉資金貸付事業

低所得者、障がい者、高齢者等に対し資金の貸付と民生委員の必要な援助等を行うことにより、生活の自立と安定、経済的自立および生活意欲の助長促進を図ります。

【共同募金 80】

②行旅人等援護事業…**目標1**

困窮の状態にある行旅人に対して、法外援護費援助事業を実施します。

【会費 420、共同募金 2,160、市社協受託金 150】

8 広報・啓発事業…**目標2**【長期ビジョン重点取組5】

(ア) 区社協広報紙の発行

区民に対し、広く区社協活動の周知・情報提供を行うため、区社協広報紙「社協とつか」を年3回発行し、全戸配布を行います。

(イ) 社協とつか編集会議の開催

広く区民に区社協・地区社協情報を発信するため、各地区社協から推薦された委員で社協とつか編集会議を編成し、区社協広報紙「社協とつか」の企画・検討を行います。

(ウ) 区社協ホームページの運営

区社協事業及び地域福祉の広報・啓発と地域住民の意見収集を行うと同時に、各地区社協やボランティアの情報を掲載することでそれぞれの活動につなげます。

(エ) 社協かわら版「おじゃましますっ！戸塚区社協です」の発行

区社協事業のトピックスや、各事業で把握した地域情報やまた蓄積したデータを地域へわかりやすくフィードバックすることで、有効で効果的な地域支援を行えるようにします。

9 地域福祉活動計画推進【長期ビジョン重点取組 1・5】

地域福祉活動計画の推進…目標 1

「地域の福祉保健課題を地域が主体的に解決する」というとつかハートプランの趣旨に基づき、地域住民の暮らしに影響を与えている課題について、地域住民とともに考え、解決に向けた取り組みを進めると同時に、住民の主体的な活動が継続して展開されるよう、区役所、地域ケアプラザと連携して第2期とつかハートプランを推進します。また、第3期とつかハートプランの策定に向け、より身近な地域で計画を検討・推進できるようにします。

【第2期】①区計画、地区別計画における取り組みの推進②各地区社協及び団体策定の個別計画推進のための支援③振り返り及び評価の実施

【第3期】①区計画、地区別計画の策定②策定に向けた地区分析、懇話会等の実施
③テーマ別の部会制を導入し、より地域の実情に合った計画を策定

【共通・その他】地域福祉保健計画啓発のための研修実施

【会費 9,062、市社協補助金 480、参加費 270、雑収入 150、受取利息 20、分担金 1,000】

10 法人運営

- (ア) 法人運営（会員・会費事務、庶務・経理・労務事務）
適正な法人事務を行います。区内の会員未加入施設・団体に対し会員加入促進に向けた積極的な取り組みを図ります。また区社協会員向け会報紙を年3回程度発行します。
- (イ) 理事会・評議員会の開催
区社協の事業・運営について協議し、決定します。
- (ウ) 部会・分科会運営
会員による部会・分科会を開催します。特に分科会活動の活性化を図ります。会員向け研修を会員主体で実施します。
- (エ) 区社協経営委員会の開催
戸塚区社協の経営に関する事項について検討します。
- (オ) 助成金等交付審査会の開催
「戸塚区社協ふれあい助成金配分事業」「新たなニーズを解決するための新規事業助成」における交付団体の決定、善意銀行への寄託金品の配分先などを審査します。
- (カ) ボランティアセンター運営委員会
【再掲】ボランティアセンターの運営・各種事業の開催等について検討する委員会を開催します。
- (キ) 社協とつか編集会議
【再掲】広く区民に区社協・地区社協情報を発信するため、各地区社協から推薦された委員で社協とつか編集会議を編成し区社協広報紙「社協とつか」の企画・検討を行います。
- (ク) 社会福祉士実習生の受入
福祉人材の育成を目的として社会福祉士実習生を大学、専門学校などより受け入れを行います。

1 1 団体事務

神奈川県共同募金会横浜市戸塚区支会、日本赤十字神奈川県支部横浜市地区本部戸塚区地区委員会、戸塚区遺族会の事務局を担います。また戸塚保護司会、戸塚区更生保護女性会の活動を支援します。

【区指定管理料 14,558、利用料 730、会費 500、雑収入 15、参加費 110】

1 2 福祉保健活動拠点

指定管理者として戸塚区福祉保健活動拠点の適正な管理運営をします。